

見直し（案・抜粋）

まちづくりについて みなさんの意見をお聞かせください

中心市街地活性化基本計画の見直し（案）がまとまりました

■コンパクトタウンの実現

本市では、「誰もが住みやすいまち」「多くの人が交流し、にぎわうまち」「市全体が発展するた

めの核づくり」をめざし、中心市街地の活性化とコンパクトタウン（都市機能がコンパクトに集積した利便性の高い市街地）の実現のための取り組みを行っています。

■これまでの取り組み

平成10年度に「中心市街地活性化基本計画」を策定。平成15年度には基本計画を改訂し、パレット

と通りの整備や旧ダイエー跡ビルの市役所駅南庁舎への転換など、活性化に効果の高い事業を実施してきました。

■見直し（案）の策定

平成19年2月15日号でもご紹介した通り、昨年夏の「中心市街地活性化法」の改正に伴い、基本計画をより実現性・実効性が高い総合的な事業計画とするため、平成15年度の基本計画をベースとしつつ、国の方針に従って見直しを行うこととしました。

昨年度から1年をかけて、現行の基本計画で定められた事業の検証や、中心市街地活性化基本計画策定委員会、鳥取市中心市街地活性化協議会による討議、意見交換を行っており、このたび市としての基本計画の見直し（案）をまとめました。

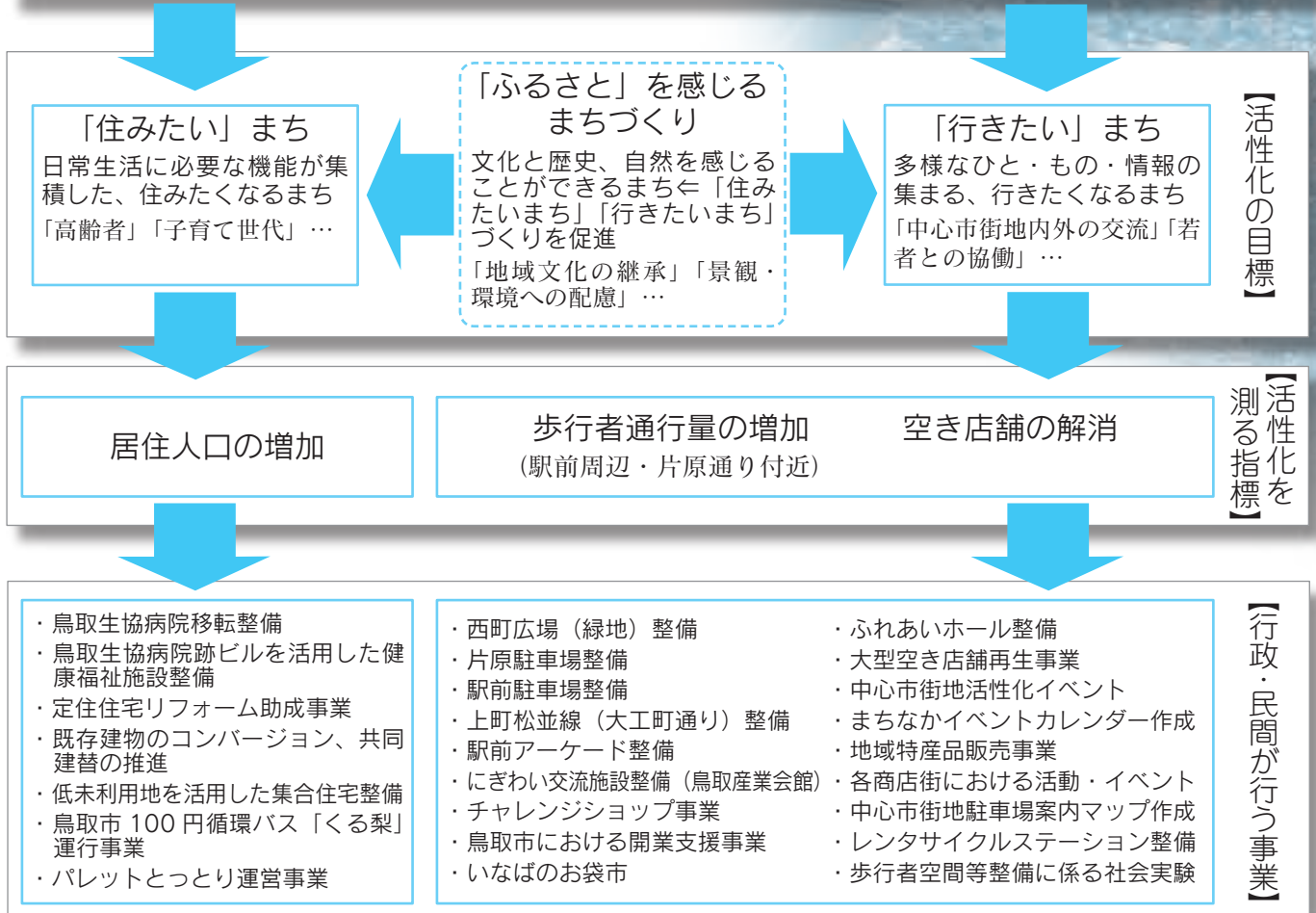
今後は協議会を含めた関係機関等との協議のうえ、正式決定する



鳥取市中心市街地活性化基本計画の

中心市街地活性化のキャッチフレーズ

「住みたい 行きたい ふるさと鳥取」 いなばのくに 因幡国の都市核づくり



事業実施における戦略

以下の4つの方針に基づき事業を実施します。

- (1) 意欲ある人への積極的な支援
- (2) ソフト事業の充実・事業間の連携
- (3) 地道な改善の積み重ね
- (4) 人材の発掘・育成・誘致

コンパクトタウンの実現

まちづくりの「アクセル」としての中心市街地の活性化と同時に、まちづくりの「ブレーキ」としての郊外地域の開発抑制を行うこととしています。準工業地域における大型集約施設の立地制限を行います。

事業を行うエリア

この基本計画では、主に鳥取駅北側から西町付近までの地域の活性化施策に重点を置いています。関連事業として、鳥取城跡付近や鳥取駅南周辺についても活性化施策を検討・実施していきます。

ご意見をお聞かせください

▷ 提出方法：様式を問いません。住所・氏名を明記のうえ、持参・郵送・ファックス・電子メールのいずれかで

▷ 資料配布場所：市役所本庁舎および駅南庁舎1階の総合案内所、鳥取市中心市街地活性化協議会（鳥取商工会議所内）※鳥取市公式ウェブサイトにも掲載しています

▷ 提出期限：9月7日（金）

■ 提出先・問い合わせ先

市役所本庁舎都市計画課市街地整備室
〒680-8571 鳥取市尚徳町116
☎ (0857) 20-3276 ・ ☎ (0857) 20-3048
電子メール shigaichiseibi@city.tottori.tottori.jp

【中心市街地活性化法の改正に伴う基本計画の主な変更点】

- (1) 計画期間（約5年間）で確実に実施、活性化の効果が見込まれる事業を掲載する
- (2) 居住、福祉、公共交通などの事業を加え、総合的かつ一体的な内容とする
- (3) 目標指標・数値目標を定め、各事業の効果の有無などを検証し、改善する仕組みを設ける
- (4) 住民・民間事業者と協議し、民間事業を盛り込む
- (5) 国の認定を受けることで、国から手厚い支援を受ける
- (6) コンパクトタウン実現のため、郊外開発の規制を明記する

こととしています。なお、決定後に具体化する事業については、必要に応じて計画に盛り込みます。